

第 1 4 回定例委員会会議録

委 員 長) 日程第 1 開会宣言

委 員 長) 日程第 2 会議成立の宣言

委 員 長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (浅井委員)

委 員 長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

報告第 9 号「芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する
条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課長) <議案資料に基づき概略説明>

委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

給料表は既に変更されているのですね。

教職員課長) 規則で別に定めます。

給料表ですが、当然少し今のものより水準としては下がります。ちなみに、その現業職で 30 歳の方ですと、年収で大体 9 万 7, 000 円減額になります。40 歳の方ですと 53 万 6, 000 円。50 歳の方ですと 114 万 2, 000 円、それぞれ年収ベースで減額になります。

委 員 長) 何か移行措置のようなものは特にはないわけですね。

教職員課長) 給与体系は今申し上げたとおりです。経過措置としまして、26 年 4 月から給料が急に下がってしまうのはモチベーションの関係もありますので、経過措置としましては、現給保障制度を設けておまして、新しい給与体系で下がる方は改正前の、要は今の給与を適用します。

委 員 長) そうですか。わかりました。

いかがですか。

木村委員) 現在そういう現業職の関係で、委託であるとか派遣であるとか、そういう形で切りかえという対応というのは芦屋市の場合なされているのですか。

教職員課長) 一番代表的なものとして清掃職がありますが、JR以北については、市内の循環は民間委託されています。

委員長) ほかに質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) ここでお諮りいたします。
報告第10号「平成25年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会審議結果について」は、その内容から、秘密会で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

また、併せて審議の順番ですが、関係者以外は退席することになりますので、一番最後に審議したいと思います。いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、報告第11号「学校給食費の改定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松本委員) 平成21年度の値上げのときに、私はPTAの周辺にいたので、理事会に出ていた人の話によると10%値上げになっているのですが、本当は4,000円を超すぐらいにしないと物価上昇分は乗せ切れないという話がありました。4,000円を超すと保護者の理解が得られないということで、3,000円台でということを知っていたのです。それで、今回もその物価上昇分は入れない。8%から10%になるのももうすぐなのかと思いますけれども、そのときもやはり理解が得られないということにはならないのでしょうか。他市と比べて少し高いということになるので、その辺は仕方がないという判断なのではないでしょうか。給食の先生方がとても苦慮されているというか、先生方の話を聞くと果物を半分つけたいところを4分の1にするとか、具体的な話をされていたので、少し思い切った改正をしないと現場は苦しいままなのかなと思います。

学校教育課長) 前回の検討の中ではとにかく4,000円は超えないようにしようということがありました。ここの値上げ率を見ていただきますと10%ということで非常に大きな値上げになっているのですが、このときは本当に諸物価高騰と言うのでしょうか、非常に青物の値段が高い時期でして、やはりここで上げないと、給食の質を維持することが難しいということでのぎりぎりの選択の中で、4,000円を超えないように3,960円での着地ということにはございました。

ただ、今回については消費税分を考慮するとどうしても4,000円は超えてしまうと。では、超えないようにするために

は先ほどの回数を落とすか質を落とすしかない。その選択肢もありますけれども、皆さんはどう考えますかということで臨時理事会の中でお諮りをしました。やはり値上げは嫌だというのは、正直なところあるのですが、やはり消費税分だけということであれば、やむを得ないということでの御意見はいただいたということでございます。次回10%になるとときには、諸物価が自然にどれだけ高くなっているかというところも合わせて見ていかないといけないということで、そこについてはかなり根拠資料もそろえていかないといけないとは思いますが、今回については消費税分だけということでの金額で説明して、理事会の中では合意をいただいたということでございます。

委員長) いかがでしょうか。

浅井委員) 4,000円というと少し高いというイメージがあるのかもしれませんが、実質は120円しか上がってなくて、120円で何ができるかということ、本当に給食の調理師の方が努力をしてくださって、その分を埋めてくださることを思えば、これは御理解いただくしかないと思います。やはり芦屋の独自の、芦屋らしい給食ということで、皆さん、おわかりいただけるのではないかと思います。ただ、消費税のことで、今後、本当に短い間合いで上げなければいけないとなったときが、少し心配ではあります。

委員長) 野菜などはかなりそのときの状況によって値段が変動しますよね。そういったことは、平均すると、年間で大体同じくらいになるものなのではないでしょうか。

学校教育課長) 必ずしも同じになるとは限らないです。ですから、やはり

そこは栄養士のコントロールというのでしょうか、メニューには多少影響はあるかと思います。

委員長) いかがでしょうか。今回は消費税ということだとすると、やむを得ないようなことだと思いますが。

学校教育部長) 前回の値上げのときにも、物価上昇を見込んだ形で検討しようということも含めて、給食費の適正価格に係る研究会を理事会の中に設置することを決め、毎年度検討しております。今年度5月の給食理事会の研究会の中では、消費税が上がったらやむなしかという案は、そこから出ています。ですから、その分についてはやむなしとしても、物価上昇分については、次回に向けて、見直しできるように今から準備して臨んでおく必要があると思っています。

委員長) はい、わかりました。いかがでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、報告第12号「芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》（案）について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略補足説明〉

委員長) 説明が終わりました。それでは質疑に入りたいのですが、

その前に1つ確認をさせてください。今からの質疑は、この案に対して何か注文というか、そういう意味合いのものなのか、多分基本的には最終報告がこれに沿って出てくると思うのですが、ここに出ているものについて何か我々が考えておかなければならないようなことについて議論するのか、スタンスとしてはこれに対するコメントなののでしょうか。もっとこうしたほうが良いという話なのか、どのあたりがここでの議論になりますか。

社会教育部長) 計画案でございますので、あくまでもこういう形でないといけないということではございません。ただ、根幹としまして、これはそぐわないという部分につきましては、当然御意見も頂戴して反映をさせていただきたいと思っております。また、教育委員会の行政の計画として出しますので、これはそぐわないということにつきましては御意見を頂戴した部分ではもちろん修正もしていかないといけないと思っております。

ただ、ベースとしましては、附属機関からの答申を受けておりますので、こちらの意見についても重く受けとめております。これについては一応ベースを踏襲させていただいている部分にもなりますので、その御意見によってはその辺の勘案をして御判断をいただくということになるかと思っております。

委員長) それでは、質疑ございませんでしょうか。

松本委員) 細かいような部分でもいいですか。

委員長) はい。

松本委員) 2ページの(3)に「ささえるスポーツ」ということがいきなり出てくるような感じがします。全体を見ていると「す

る・みる・ささえる」ということでそれがキーワードになっていると思いましたが、これは前回の計画でもそのような言い方をしているのでしょうか。「ささえるスポーツ」ということについて私は知らなかったので、少し違和感がありました。何か注意書きが要るのではと思いました。

このページでは（４）、「学校（大学等）」と書いている表現がたくさんあって、このダイジェスト版のほうだけ「学校・大学」となっているのですね。「学校（大学等）」というのも違和感があって、そこは表現をそろえたほうがいいと思います。

10ページの5番目の「学校体育施設開放は小学校を除いて開放状況は不十分で、中学校の施設開放は一部で利用されているものの、十分ではない」と書いてあります。これは中学校では潮見中だけが開放されているという意味だと思いますが、3中学校しかない中で、小学校を除いて開放状況は不十分というのは、もう少し違う表現のほうがいいのではと思いました。

それから、12ページの「スポーツ推進委員は」というところで「人材と人数において、地域のニーズに充分に对应しているとは言えない」ということがどういう意味なのか、例えば男女比の構成が悪いとか、その地域の人数のことなのか、ここだけを見るとわからないというようなところは参照をつけるか、はっきりと具体的に言うほうがいいと思いました。

それから同じところの上から四つ目で、「中学校では運動部活動の指導者が不足している」というところが、派遣されているが不足しているということが実情なのかと思ったのですが、不足しているからこうして派遣されていて足りていますという

意味なのか少しわかりにくいと思いました。

それから13ページの1つ目の丸に学校体育施設の開放について書いてありますけれども、もう一つ、次の丸にも「学校体育施設の有効活用が求められている」とあるのは、これはやはり別建てにしないといけないのか、何か中学校に圧力をかけられているような感じがします。あえて別にせずにまとめてもいいのではないかと思います。

それから、下から2番目の丸で、「指導者の養成が求められている」というところで、対応としては、研修会などを行っていくということですが、ここはスポーツ推進課と書いてあるので、学校の先生、部活動の担当をされている方もあわせて研修をやっていただけるのかという感じがするのですが、その辺の誤解がないようにしないといけないのではないかと思います。

次は内容についてですが、22ページの具体的施策のところ5番目の丸ですけれど、「学校部活動については、外部指導者制度の充実、合同部活動の導入を含め、柔軟な育成システムを推進する」ということで、その合同部活動の導入というのはもしかしたら今までにも話し合われていて、これは今後導入していくという話になっているのかもしれませんが。やはりここに出すということは、それは実施の可能性が高いものとして書かれているのかをお聞きしたいと思いました。

浅井委員) これは前にいただいたこの冊子のような形でまとまるわけですか。そうではなくて、これがそのまま印刷されて、構成されてまとめられるわけですか。

社会教育部長) そうですね、はい。

浅井委員) これは全部入るわけではないのですね。国のこういうページも入るわけですか。

社会教育部長) はい、資料として入ります。

浅井委員) 資料として入るわけですか。そうしたら、少し見にくいですね。

委員長) ほかにどうですか。今のお答えをいただかないといけないですね。

最初におっしゃった「ささえるスポーツ」だけが、私も見てイメージがぱっとわからなかったのですが、どうでしょうね。

スポーツ推進課長) 「する・みる・ささえる」というのは、これは兵庫国体のときの言葉で、それも震災からの流れをくんでいて、「ささえる」いう言葉はかなり表に出ています。

委員長) 普通にそう使われているのですか。

スポーツ推進課長) 私は実際に携わっていますので、違和感は余りありません。

委員長) そうですか。スポーツをする人を支えるのですね。

スポーツ推進課長) そうです。ボランティア等そういうかかわりの中で。支えるという意味です。

浅井委員) 障がい者スポーツを支えるという意味もあるのですか。

社会教育部長) 答申の中でも出てくる重点分野、ささえるスポーツの推進ということで3つ挙げています。指導者の養成と活用、スポーツボランティアの育成と活用、障がい者スポーツ組織の充実、これら3つがささえるスポーツということで、基本法をもとにしてつくられた国の基本計画があります。これをまとめられた先生が国の基本計画を策定するに当たって、この計画を策定するにあたり、文部科学省から諮問をされた専門委員会や県の計

画、芦屋市のこのスポーツ推進審議会の部会長でもいらっしやいます。そういうことから、国の計画の考え方、基本は全部踏襲されておりました、ベースはそこからは崩れていません。

委員長) そうですか、わかりました。

浅井委員) 「する・みる」は理解がしやすいのですが、「ささえる」という部分を、社会全体がイメージできるようにならなくてはいけないですね。そこが何か1つのポイントなのかなという感じがします。今まで余りスポーツとしてささえるという言葉が位置していなかった部分を踏み込むということが新しい考えなのではないかと思います。

木村委員) 「する・みる・ささえる」だと、この3つが出ているととてもよくわかるのですが、「ささえる」だけ単独で出てくるとわかりにくいという話だと思います。

浅井委員) そうですね。

松本委員) これだけ聞くと何かそういうスポーツがあるのかなと思いますね。具体的な注釈があるといいと思います。

委員長) ほかに、今出されたことについての何かコメントはいただけますか。

スポーツ推進課長) 具体的な注釈か、何かわかりやすくするために検討してみます。

その他「学校部活動については、外部指導者の充実、合同部活動の導入を含め、柔軟な育成システムを推進する」ということについては、これは今、学校部活動において経験されている専任の先生が少ないというか、人材がないということもありまして、その辺の対応について外部指導者等を入れてスポーツの

推進を目指したいということで、施策として掲げさせていただきました。学校のほうでもそういう外部指導者の派遣等を受け入れた事業をやっておりますが、全般的にクラブ活動を担当できる専門性のある先生が少なくなってきております。

合同部活動についてですが、部活動の数や種類が少なくなってきた、廃部になったりということがありまして、希望する種目の部活動がその学校にないということであれば、市内にあるほかの部活動に参加するというような、柔軟なことを考えられないかということでここへ書かさせていただいています。

実際にするとなるといろいろと調整が必要になってきますので、簡単に実現可能かどうかというところはあるのですが。

浅井委員) 12ページが一番上のところで、先ほど松本委員からも御指摘があったスポーツ推進委員のことですが、「人材と人数において、地域のニーズに充分に応えているとは言えない」というのは、ある意味率直な表現かと思うのですが、少し御説明いただけないでしょうか。

スポーツ推進課長) はい。芦屋市の人口は約9万4千人ですが、その人口比に比べまして、推進員の数が少ないということがございます。他市と比べても人数が少ないということもありまして、今現在25人ですけども、30人から35人ぐらいを目指したいということがあります。これは財政的な問題もあるのですが、スポーツ施策の上では、そういう配慮をしていきたいと考えています。

浅井委員) 「人材と」というところはどうでしょうか。

木村委員) 人数ならいいですよ。人材と書くと、これを読まれたスポ

一ツ推進委員の人に誤解を与える恐れがあると思います。

浅井委員) そうですね。

木村委員) 欠けているのでしたら、具体的にどういうところが欠けているかということを書かないといけないと思います。

社会教育部長) 審判員等において、スポーツに関しての専門知識でいろいろな資格があるわけですが、その有資格者の人数が非常に少ないという意味で、この方たちにも資格をとっていただいて、そういう方を育成していきたいという思いがあるということは聞いていますが、確かに書きぶりとしては適当ではないですね。

木村委員) そうですね。有資格者をさらにふやすというようなことを入れていただかないと、違う意味に受け取られますね。

委員長) その競技数に見合った人がいないとか、何かそのあたりを少し補う必要がありますね。

浅井委員) はい。そういう補足が要ると思います。

スポーツ推進課長) 今、委員長が言われたように、競技によっては、そういう専門的な資格を持った方がいないというような表現にします。

社会教育部長) 先ほどの学校（大学等）という表現についてですが、これは基本法の中にもそのような書き方をされていて、大学との連携でもって地域を支えていくという、その支える側でもっての言い方になっていますので、小・中・高は入らないのです。

浅井委員) でも、大学等ということは専門学校も含んだものなのでしょいか。

社会教育部長) そうですね。大学はいろいろな知的財産を持っておられるので、連携によって地域の交流といいますか、その他、学校体育なども、いろいろなところでの貢献をしてもらおうというよ

うな意図があると聞いております。

木村委員)　　ここは「学校(大学等)」ではなくて、「スポーツ団体・行政・大学等」としていただくとわかりやすいですね。学校と入れるからわかりにくい。

社会教育部長)　　多分、法律でそういう表現になっていたと思うので、そのままを使っているのだと思います。

木村委員)　　これは一般的に訴えかけるものですから、行政的な言葉にする必要はないですし、わかりやすさを目指したらいいと思います。

社会教育部長)　　わかりました。

委員長)　　そのほかに何かコメントが必要なところはありませんか。

スポーツ推進課長)　　13ページの学校体育施設の開放について、有効活用と別建ての必要があるかということですね。

社会教育部長)　　この内容は再考させていただきます。

松本委員)　　全部で11校の中の9校を開放されていたら、ほとんど開放されていると思います。

社会教育部長)　　ただ、最近はコミスクやスポーツクラブ21ではスポーツ活動が大変盛んですけれども、小学校の中ではだんだん続かないクラブが出てきていて、あいているコマが出てきたりしているところもあると聞いていますので、コミスク等に参加しないところへも提供できないかというような要望は受けております。

木村委員)　　その学校の施設の開放状況について余り私はレクチャーを受けたことがなくて、一度、今回とは別にレクチャーいただいて、何か課題があるのであれば、その課題について教育委員で話し合うという機会を一度設けさせていただきたいと前々から

思っていました。それはこれとは別の意味でやはりしておかなくてはいけない話ですから、またいずれかの機会にやっていただきたいと思います。

教 育 長) この学校教育施設の開放というのは、我々が直接関与できない県立高等学校等の学校施設の開放ということも含んでいます。芦屋の県立高校等の学校施設を使わせてほしいということが実際にはありますので、ここに入れております。

木 村 委 員) 芦屋のスポーツと考えたときに、私はやはり山登り、登山ですね、ここにはほとんど出てこないの、そこは少し残念だなと思います。芦屋はロックガーデンがあり、あそこはロッククライミングの発祥の地で、藤木九三さんがいて、芦屋のまちとして、身近にそういう場所があるということは、財産だと思います。ロッククライミングというとやはり一般市民にはハードルが高いですけれども、ハイキングというと、誰でも参加できるものですよね。ほとんど無料で使える、そういう財産を抱えている。それを盛り込まないと芦屋らしいスポーツというところが、抜けてしまうのではないかと思います。

ハイキングで有馬まで抜けるというのは誰でも行くことができるコースで、実際にロックガーデンのところを歩いてみると、非常におもしろいですね。芦屋市が主催で登山大会をするとか、こういうコースがありますよというようなことをいろいろと訴えかけていくことが有効な活用の仕方ではないかと思います。その視点は加えていただけたらと思います。

教 育 長) その点については、私はカヌーも大事な場所だと思っております。10ページに写真がありますけれども、その点に

ついて何かの形で表していけたらいいと思います。

木村委員) それは、ぜひお願いしたいと思います。

浅井委員) 数値目標ですけれども、スポーツクラブに加入ということがありましたね、このスポーツクラブというのは何を指しているのでしょうか。スポーツクラブ21ですか、それとも民間のクラブも入っているのでしょうか。19ページの数値目標のところですが。

社会教育部長) 民間のラグビースクール等のそういうスポーツクラブも入っていると私は思っていますので、これは確認させていただきます。

浅井委員) はい、わかりました。12ページの芦屋市におけるスポーツの特徴のところでは、民間スポーツ施設のことにも触れていますので、また確認をお願いいたします。

委員長) 調査のまとめ方ですけれども、可能かどうかわかりませんが、例えば12ページのところ、芦屋はいろいろな意味で週3回から週1回スポーツをしている割合が高いと書いてありますね。これが、小学校になるとだめですよ。小学校になると、体力調査の結果が低いですよ。しかも、その調査結果で悲惨なのが、27ページの1行目にある運動不足の理由の第1位「外で遊ばなくなった」77.4%とあるのがかなり悲惨な数字ですね。

スポーツをする全体の割合だけではなく、20代、30代、40代といった年代別の統計はとれませんか。

スポーツ推進課長) 無作為抽出でそういう標本をとりましたので、年代別のものがとれるかどうかは確認する必要があります。

委員長) 年代別でとれていたら、これは結構重要な情報ですね。このスポーツをしている人の割合については、高齢者が押し上げているのでしょうか。子どもの体力調査の結果が低下しているので気になったのと、そのあたりの情報があると何か参考にならないかとこれを見て思いました。

社会教育部長) さらに詳しくまとめた報告書がありますので、そのデータがあるかどうか、一度確認をさせていただきます。

委員長) はい。そういうものがあれば、施策上の参考になるかと思えます。

芦屋は高齢者はスポーツを頑張っているのに、小学生の体力が低いわけでしょう。だから、これは今後どう考えるかということの、かなり重大なテーマだと思います。それはまた、ここではなく、別のところで話題にしましょう。

ほかはいかがですか。

社会教育部長) 表現の方法等についてはもう一度再考させていただきます。

今、お聞きした御意見につきましては、市民意見もまた同じような意見が出てくるかもわかりませんが、いただいた御意見を一旦、全部集約する機会がございますので、そのときにあわせて調整させていただくものもあると思います。ただし、根幹になるような部分については当然委員会の御意見ですので、そこについては調整させていただいて、パブリックコメントを受けるまでには修正をさせていただきます。いずれにしても案としてお出ししておりますので、決定のものではございませんし、さらに再考する機会もまだございます。

浅井委員) はい、お願いいたします。

委員長) よろしく申し上げます。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

松本委員) 合同部活動についてですが、学校教育課として具体的にその話はあるのですか。計画の中に入ると、期間内に推進していかなくてはならないと思うのですが。

学校教育部長) 実はこの重点施策のところも、現状の部分ですが、例えば事実と評価とが混在しているところがございますので、先ほど中村部長がおっしゃったように、そういった点ではもう一回見直します。それから具体的施策についても、既に着手して、それを導入で行くのか、それとも近い将来それも勘案する必要があるのかというものが混在しています。この合同部活動の導入についてはなかなか現実的ではない部分も一方ではあります。ただ、人数が少なくなった部活動同士を一つにできないかとか、指導者の関係で、この指導者のもとに全員が集まることができないかというようなことについては、当然検討していく必要はあると思いますが、それが近い将来実施するということまでには行っていないと認識しています。

松本委員) そうですか。何か言葉を出してしまうと、一人歩きするようなところが出てきますね。

学校教育部長) はい。今、御指摘があったような視点では、もう一度見直さないといけないと思っています。ここに書かれているものは重点施策であって、施策になると前提としてやるということになりますから。本当にそこまで行けるのかも含めてですけども、その方向性については再度見直しをさせていただきます。

社会教育部長) このことについては、審議会の委員さんたちがつくられた専門部会等でのお話の中でそういう審議になって、答申になったと思っております。実施計画になりましたら、今言われましたようなことも含めて考えていく必要がございますので、再度その部分は学校教育課と審議を重ねていきたいと思えます。

委員長) 実施することが具体的になったときに、例えば土曜日にするとか、何かできる形を詰めていってやり方を話し合えばいいかと思えます。

社会教育部長) 現状としましては、実際に部員や顧問の事情により廃部になってしまうようなところもあったり、他校については同じ種目の部がたいへん隆盛しているというものもありますので、そういうところで1つに集まることができればもっといいものになってくるということがございます。また、それぞれの学校では人数が少なくて競技ができない団体スポーツも、1つに集まれば試合ができたりすることもあります。そういう必要性については、芦屋市だけでなく国の中でも言われていまして、こういったことが出てきたのだと思っております。

委員長) 努力目標として持っているということになりますか。

学校教育部長) はい。

浅井委員) 22ページが一番下の、「世代を超え、誰もが参加してきた『ラジオ体操』を見直し」というところですけど、これは本当に誰でもが参加できるよい形のスポーツとして見直されたらいいと私も心から思うのですが、やはり近隣の住民の方々への配慮等で難しい点があるのでしょうか。

スポーツ推進課長) ラジオ体操については現在も各町内会、自治会で結構盛ん

にされています。

浅井委員) 今では大分復活をしているということですか。

社会教育部長) 夏休みはありますけれど、年間を通してはないですね。私も社会教育部に来てから、コムスクさんやいろいろなところへ行きますと、さあ、準備運動、と言うとラジオ体操の音楽がかかって、老いも若きも全員ができる。音楽がかかると、私も本当に何十年ぶりですけれども、勝手に体が動くというか、幼稚園児から高齢者の方まで、老いも若きも皆同じようにできるということがあって、日本中がこれなんだと改めて思い、驚嘆しました。これが本当に文化だと感じました。

浅井委員) そうですね、それこそ、本当のスポーツ・フォー・エブリワンということですね。

社会教育部長) ええ、ラジオ体操というのはもう研究に研究を重ねられた形で一番無理なくできる運動として古くから国においても提唱されておられますので、これをもう一度地域のコミュニティーに置きかえても十分、そういう1つのツールになるのではないかと思いますし、活用しない方はないと思っています。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

いろいろな意見が出ましたけれども、事務局のほうでまとめていただきまして、直すところを直していただきたいと思えます。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長） 次に、報告第13号「平成26年芦屋市成人式の実施について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員） これは委託料は幾らでしょうか。

青少年育成課長） 委託料は100万円ということしております。100万円の金額の多寡もいろいろ議論はあるとは思いますが、業務委託する前の、市のほうで直接運営しておりましたときの経費がほぼ100万円ということで、その金額で業務委託しているところがございます。そういう意味ではこの企画している若者たちの日当といたしますか、そういうものはほぼないという形に今現在なっております。

ただ、もう一つ、委託先についてはほとんどが未成年の子どもたちの団体ですので、業務委託という手法自体がいいのかどうなのか。業務委託といたしますと偽装請負の関係がありまして、法的には市のほうから細かい指揮命令はできないということになるのですが、とは言いましても未成年が多いので、その辺、市のほうから指導なり支援なりということはどうしても必要になってきます。手法自体をもう一度考え直して見る必要があるのではないかという問題意識は持っております。来年以降、どういう手法にするかということをもう一度考え直す必要があると考えております。

松本委員) 去年は人が集まらなくて、誰かいませんかと私も聞かれたのですが、今年はその企画チームに人は集まったのですか。

青少年育成課長) 企画チームにつきましては、今年も、適度な形、人数、構成で順調に企画・進行できたということで聞いております。

浅井委員) この100万円の中からセンター使用料も支出されているのですか。

青少年育成課長) 全て出させていただいております。

浅井委員) センター使用料もかかるわけですか。

青少年育成課長) そうですね。

浅井委員) 人件費もですか。

青少年育成課長) ええ。ルナ・ホールの使用料とか、ルナ・ホールの運営に必要な人材の方の業務の負担でありますとか、そういうことも含めて全てこの100万円の中から出させていただくということになっております。

浅井委員) 使用料もかかるわけですね。

青少年育成課長) それがざっと30万円ぐらにかかりますし、その他の費用を見ても、最終的に企画チームの手に残りますのが20万円ぐらになります。ただ、その20万円につきましても打ち合わせの会場費でありますとか、そういう経費に充てますと、実際にその企画を組み立てる人たちの人件費という部分についてはほぼないということになって、ボランティア状態でもらっているというような形になります。

委員長) あといかがでしょうか。よろしいですか。

浅井委員) 抽選会ですが、これはその企画をされている方々のお考えなのでしょうけれども、夏祭り等でも抽選会というと、だんだ

んなくなっている傾向があつて、それでも、やはり抽選会があると参加者がふえるということもあるのでしょうか。その辺をまた確かめておいていただけたらと思うのですが。やはりその終わり方としては、何となく締まりがなくなってしまうということを少し思いますもので。これは私の考えですけれども、その辺について、皆さんの意見とか、参加した人の希望があるのかどうかについてお聞きいただけたらと思います。

青少年育成課長) 一度聞いてみたいと思いますけれども、こういうイベント物の最後にこういう抽選会を持ってくるといのは定石といたしますか、そういう部分がありまして、途中退席をできるだけ防ぐという、そういった狙いはもちろん一定あると思います。秋まつりでも最後でビンゴ大会をしたりといった、イベントの組み立ての定石の部分としては1つあると思っております。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) ほかに何かありますか。

浅井委員) 参加率は大体ほぼ70%というのと、上がってきているわけですね。来年も、大体500人以上の参加が期待されるわけですね。

青少年育成課長) そう期待しております。

浅井委員) はい、わかりました。ホールはほぼ満杯ですね。

青少年育成課長) そうですね。1階席で400、2階席入れて600がルナ・ホールの収容人数ということになっておりますので、ほぼ満席という形になると思います。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第13号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

スポーツ推進課長) 先ほどのスポーツの推進計画の中で、浅井委員から御指摘をお受けしておりました19ページの数値目標の、スポーツクラブ加入率を40%にするという点について、これはどのスポーツクラブを指すのかということをお尋ねでしたが、これは民間のスポーツクラブも含めて、すべてのスポーツクラブを指すということです。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) ありがとうございます。

ただ今から秘密会で審議いたしますので、関係者以外は退席願います。

〈審議非公開〉

〈報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 秘密会の審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈審議公開〉

委員長) 日程第5 閉会宣言